

福岡県公報

平成21年2月9日
第 2 9 2 9 号

目 次

告 示 (第212号 - 第220号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課)	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課)	2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	2
公共測量の終了 (県土整備総務課)	3
基本測量の終了 (県土整備総務課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	3
公 告	
一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	3
公安委員会	
警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課)	5

告 示

福岡県告示第212号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の

規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 サニー前原店
 - (2) 所在地 福岡県前原市浦志一丁目7番7号
- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第213号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号
- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第214号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定に基づき、平成17年5月福岡県告示第1082号福岡都市計画道路事業 7・7・98号側道春日原3号線の事業計画の変

更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成17年5月30日から平成27年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年5月福岡県告示第1082号の事業地中、春日市春日原東町2丁目地内において変更する。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年2月福岡県告示第173号福岡都市計画道路3・4・199号春日原駅前線、7・7・96号側道春日原1号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成14年12月11日から平成27年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成20年2月福岡県告示第173号の事業地中、春日市春日原東町2丁目及び春日原北町3丁目地内において変更する。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第216号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女郡矢部村大字北矢部字秋伐駒坪2028の4、2028の5、2029の4、2029の5、2031の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第217号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年1月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人こすみんず

(2) 代表者の氏名

白井 義人

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市伊川784番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、飯塚市民に対して環境保全や地域経済の活性化に関するイベントや普及啓発活動を行うとともに、これを行う団体の支援を行うことで、循環型社会の推進や活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第218号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区外	平成20年11月30日

福岡県告示第219号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
県内市町村全域	平成21年1月7日

福岡県告示第220号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成21年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー吉井ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字宮井56番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

捜査用ジャンパー 220着

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年3月31日（火）

(4) 納入場所

福岡県警察本部刑事部刑事総務課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年2月23日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A、B
12	01	百貨	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記の条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年2月9日（月）から平成21年2月18日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年2月9日（月）から平成21年2月18日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年2月23日（月）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

平成21年2月24日（火） 午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第31号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成21年2月9日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成21年5月13日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成21年5月14日（木）		
平成21年6月10日（水）		
平成21年6月11日（木）		

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が發

生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が發生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成21年4月6日（月）から同年4月8日（水）までの毎日、午前9時から午後6時までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

なお、受付専用電話以外での受付は一切行わないものとする。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った当日の午後6時までに、住所

地（受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申し込みを行った当日に、検定申請の手続きを行わなかった者の受付番号及び事前申し込みは無効とする。

エ 検定申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(4) 検定手数料

14,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請をキャンセルした場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています